

第30回再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース
議事概要

1. 日時：令和6年3月22日（金）15:00～17:03
2. 場所：※ 中央合同庁舎8号館8階特別中会議室（オンライン会議）
3. 出席者：

（委員）大林ミカ、川本明、高橋洋、八田達夫
（政府）内閣府特命担当大臣（規制改革） 河野 太郎
（事務局）規制改革推進室 次長 稲熊 克紀
規制改革推進室 参事官 山田 正人（司会・進行）
（ヒアリング対象者）

一般社団法人 太陽光発電協会 事務局長	増川 武昭
国土交通省 住宅局 参事官（建築企画担当）	前田 亮
住宅経済・法制課長	神谷 将広
経済産業省 資源エネルギー庁	
省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課長	日暮 正毅
省エネルギー・新エネルギー部省エネルギー課長	木村 拓也
省エネルギー・新エネルギー部 政策課 制度審議室長 兼	
電力・ガス事業部 電力基盤整備課長	小川 要
電力・ガス事業部 電力産業・市場室長	筑紫 正宏
環境省 地球環境局 地球温暖化対策課長	吉野 議章
大臣官房 地域脱炭素政策調整担当参事官	木野 修宏
警察庁 生活安全局 生活安全企画課長	山口 寛峰
金融庁 監督局 総務課長	森 拡光

4. 議題：

エネルギー転換を支える太陽光発電等の更なる導入促進について

- 一般社団法人 太陽光発電協会 説明
- 大林構成員 説明
- 質疑応答

5. 議事概要：

○山田参事官 定刻となりましたので、ただいまから、再エネ規制タスクフォースを開催いたします。

皆様方におかれましては、御多用中のところ、御参加いただき誠にありがとうございます。

今回のタスクフォースはオンライン形式で開催しております。また、本タスクフォースは内閣府規制改革推進室のユーチューブチャンネルにおきましてオンライン中継を実施しております。御視聴中の方は、動画の概要欄にあるURLから資料を御覧ください。

本日は、河野大臣に御出席いただいております。大臣から一言御挨拶をお願い申し上げます。

○河野大臣 規制改革担当大臣の河野太郎でございます。今日はお忙しい中、再エネタスクに御出席いただきまして誠にありがとうございます。

今日の議題は、エネルギー転換を支える太陽光発電のさらなる導入促進について御議論をいただきます。我が国は2050年にカーボンニュートラルということを宣言して、それに向けてエネルギー基本計画では2030年度の電源構成において再エネ36～38%程度、そしてそのうち太陽光発電を14～16%程度と見込んでおります。ところが、近年、太陽光発電のFIP/FITの認定量が減少し、この目標の達成がこのままいくと非常に厳しいという状況になってしまいました。

他方、事業者から、太陽光発電の普及に向けて制度上、あるいは規制の課題がまだまだ残っているという切実な声も聞いているところです。再エネ最優先の原則の下、この課題をいかに解決していくのか、各省庁の皆様にはどうすれば解決できるのか、建設的な御議論をお願いしたいと思います。

今日はどうぞよろしくお願いいいたします。

○山田参事官 大臣、ありがとうございました。

本日、御発言される方はマイクをオンにして、御発言されるとき以外はマイクをミュートにし、出席者はカメラはオンでお願いいたします。ハウリングを避けるため、イヤホンの使用に御協力ください。

議題に入ります前に、最初に事務局から御報告がございます。まず、前回のタスクフォース以降、個別分野の規制改革が進展した件について、資料1にまとめて配付させていただいております。本日は時間の関係で説明は割愛します。

それでは、本日の議題である「エネルギー転換を支える太陽光発電等の更なる導入促進について」に入ります。まず、一般社団法人太陽光発電協会から10分以内で御説明をお願いします。

○一般社団法人太陽光発電協会（増川事務局長） 太陽光発電協会の増川でございます。本日はこのような機会をいただきまして、感謝いたしております。

それでは、早速始めさせていただきます。まず画面の共有をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず私どもの太陽光発電の導入拡大に向けた課題、それから規制・制度の改革に関する要望でございます。5つ項目がございます。

最初に、世界では、太陽光発電の導入が急激に拡大を続けておまして、2023年の新規導入量は約375キロワットに達しております。一方、日本の新規導入量は減少傾向にありま

して、2023年には世界の1.7%程度に低下しております。

続きまして、日本の太陽光発電の導入ポテンシャルについてでございます。私ども太陽光発電協会が算定しておりますけれども、約2,380ギガワットと膨大であることが分かりました。なお、2022年度末の累計導入量は87ギガワットでございますけれども、これは導入ポテンシャルの3.6%でしかございません。したがって、日本にはまだまだたくさん導入の余地があると考えております。

続きまして、国内の太陽光発電の現状についてお話しいたします。左下のグラフを御覧ください。新規導入量は2014年度の9.4ギガワットがピークでございましたけれども、2017年度以降は5ギガワット程度で推移しております。右下のグラフを御覧ください。FIT、それからFIPの新規認定量でございますけれども、2015年度以降大幅に減少し、2022年度は年間1.5ギガワットになっております。FIT/FIPの新規認定量が大きく減少しているにもかかわらず、新規導入量は5ギガワット程度で維持されておりますけれども、これは過去に認定された未稼働案件が稼働を始めたからでありまして、今後、これらの未稼働案件は減少することになるため、このままでは新規導入量が大きく落ち込むことが懸念されております。国の目標達成にはFIT/FIPの新規認定量の回復に加えまして、FIT/FIPによらない非FIT/非FIPの普及拡大が不可欠と考えております。

今のお話を少しまとめたものでございますけれども、現行のトレンドといたしましては、FIT/FIPの新規認定量が2020年度から2023年度の平均で約1.7ギガワット、それからコーポレートPPA等のFITでもFIPでもない導入量は2022年度に0.5ギガワットでしたので、これを合わせても導入量が年間2.2ギガワット程度に低迷することが懸念されております。国が掲げる2030年度の目標、導入の見通しであります103.5～117.6ギガワットの達成には、この現行のトレンドを2倍から3倍に増やす必要があるのではないかと考えております。

続きまして、太陽光発電の導入拡大に向けた課題とチャレンジについてお話しいたします。

事業太陽光の2020年度における発電単価は12円から14円程度と見ておりますけれども、これに加えて、顕在化していなかった新たなコスト増、人件費の高騰、それからケーブル盗難による保険料のアップ等、そのほか収入が減る影響もございまして、現状の調達価格1キロワットアワー当たり9円から10円程度ではなかなか事業開発が難しいと考えております。したがって、事業者の投資意欲を喚起し、持続的なコスト低減、それから2030年の導入目標を達成するためにも、調達価格の算定に当たってはコスト動向の実情を踏まえつつ、例えば数円程度の増減を含め柔軟な対応が望まれております。

それから、課題としてはFITからFIPへの移行による電力市場への統合でございます。FIP制度は再エネの電力市場への統合等を目的に2022年度から導入されておりますけれども、残念ながらFITからFIPへの移行、それから新規FIP案件にチャレンジしようとする事業者、金融機関はまだ少ないと見ております。FITからFIPへの移行、そして再エネの自立化を促すためにも何らかの抜本的な対策が必要ではないかと考えております。

その対策の一例としまして、制度面は例えば価格の算定方法の見直しとここに掲げておりますけれども、前年度平均から当該月といったことも含めまして御検討いただければと考えます。詳細は割愛いたします。

続きまして、事業予見性の確保につきましてでございます。まずは出力抑制の低減についてでございます。御承知のとおり、昨年より特に西日本で出力抑制が急激に増加しております。これを低減することは喫緊の課題となっております。経済産業省におかれても、出力制御の低減に向けた対策パッケージ等を昨年末に策定され、対策をいろいろ打っていただいております。私どもとしても、このページに掲げたように要望を出しておりますので、参考にしていただければ幸いです。特に小売料金のメニューによって需要側の行動変容を促したり、それから出力抑制のルールの変更等、それから再エネの調整力活用等は、実際にこれをやろうとする場合に課題があるのは存じ上げておりますけれども、割と早い段階でこの効果が現れるものと考えておりますので、これについてもぜひ導入を促進していただければと思います。

続きまして、事業予見性の確保の2つ目、国内のカーボンプライスでございます。卒FITの電源でございますけれども、FIT買取り期間終了後は売電単価は基本的に市場価格の変動にさらされます。特に昼の時間帯しか発電できない太陽光発電の場合は事業予見性の確保が困難となります。したがって、卒FIT後の長期安定稼働、事業予見性を確保するためにも、カーボンプライスによる予見性確保が不可欠だと考えております。

それから、卒FIT以外にも、FITでもFIPでもないコーポレートPPA等の新規開発案件につきましても、事業予見性の確保が重要でございます。普及拡大のためにはカーボンプライスによる予見性確保が不可欠と考えております。国におかれても、排出量取引制度を2023年度から導入する方向で検討を進められておりますけれども、これを少し前倒しするなども含めてぜひ御検討いただければと思います。

続きまして、ケーブル盗難でございます。これにつきましても、昨今、盗難が頻発しております。太陽光発電の事業予見性の観点では脅威となっております。もちろんケーブルの盗難の直接的な被害もございますけれども、盗難によって発電所が回復するまで2～3か月の時間がかかりますので、その間発電ができない、売電収入が減るということもございますし、保険料が増えるといったこともありまして、これも解決に向けて喫緊の課題と考えております。これにつきましても、私どもも警察庁様ともいろいろ連携させていただいておりますけれども、都道府県におかれても、条例等の導入によって買取り事業者規制をかける等の対策も有効ではないかと考えております。

続きまして、こちらは農業振興・地域創生と連動した導入拡大についてでございます。こちらは私どもが試算いたしました日本の太陽光導入ポテンシャルでございますけれども、その内訳を表した表でございます。ここで明らかなおお、農業関連に膨大なポテンシャルがあるということがお分かりかと思っております。したがって、農業関連の太陽光発電の導入には農業振興、それから地域創生、地域におけるエネルギーの自給自足といったシナ

ジー効果も期待できますので、私どもも頑張りますけれども、ぜひとも国・地域を挙げて導入促進を図っていただけないかと考えております。

これは導入見通しの分析結果ですので、詳細は省きます。

それから、住宅用の太陽光につきましてでございます。こちらは累積導入量の件数でございますけれども、今、300万件を超えております。年間の導入規模としては1ギガワットを超える程度まで回復はしておりますけれども、国が掲げております2030年に新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備の導入という目標にはまだまだギャップがたくさんあると考えておりますので、この点につきましても6割達成に向けて具体的な対策を講じていただきたいと思います。

最後に、今、2030年の目標を掲げておりますけれども、国による2035年、それから2050年に向けての導入目標の設定をしていただくことが重要と考えております。

こちらは、私ども太陽光発電協会が見通しをつくりました、将来に向けた導入量、私どものビジョンでございます。これにつきましては経済性を考慮した導入量ではございませんけれども、それ以外に系統制約、地域との共生といった課題克服に加えて、荒廃農地、先ほどの営農型の推進が不可欠であります。私どももこういった課題を解決するために、我々自ら自分ごととしてしっかりと取り組んでいく所存でございます。ここに掲げてございませとおり、2035年には137ギガワット、2050年には400ギガワットという目標を掲げております。

最後に、これは参考までにでございますけれども、私どもは2050年の太陽光発電産業の経済波及効果の見通しを試算しております、生産誘発額として合計で6.4兆円、雇用誘発数として51.3万と、結構な規模の経済波及効果があると考えておりますので、こういったことも考慮に入れて、ぜひ普及拡大に向けていろいろ御支援いただければと思います。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○山田参事官 ありがとうございました。

続きまして、委員を代表して大林委員から提言書について10分以内で御説明をお願いします。

○大林構成員 御紹介ありがとうございました。再エネタスクフォース委員の大林でございます。

私からは、委員の意見書といたしまして、エネルギー転換を支える太陽光発電等のさらなる導入促進についてお話しさせていただきたいと思っております。主には提言内容に沿ってお話しさせていただきますけれども、適宜資料等も参照しながらお話をさせていただくこととなります。

まず、今回、再エネタスクフォースでは6つの提言をさせていただいております。背景からお話をさせていただきます。先ほども御紹介がありましたけれども、昨年2023年は、世界の再生可能エネルギー拡大にとって非常に大きな転換点となっております。2022年を50%上回る約510ギガワットの再生可能エネルギー容量が導入されて、そのうち太陽光は

約380ギガワットを占める。今年、24年はこれをさらに上回る導入が期待されています。世界のエネルギー転換を進める軸となっているのが太陽光発電ということが言えます。

前回のタスクフォースでもお話しさせていただきましたけれども、昨年末のCOP28で2030年までに世界全体の再生可能エネルギーの容量を3倍に引き上げていくという約束を各国がいたしまして、日本もプレッジをしております。日本も本気になってこの目標を達成するために日本ができることを考えていく必要があります。

現在の第6次エネルギー基本計画において、2030年度の電源構成の36～38%を再生可能エネルギーで賄うという目標がありますが、実はこの目標の半分が太陽光発電が発電をしていくということに基づいています。日本でも太陽光発電をしっかりと拡大していく必要があります。

ところが、足元では国内の拡大が失速しています。FIT制度の開始以降、急速に導入量が拡大いたしたけれども、2014年の9.4ギガワットをピークに2017年度以降は5ギガワット程度の年間導入量で推移をしています。今までの蓄積がありますので、年間の導入量そのものは4～5ギガワットを保っていますが、実は今後導入されるべき太陽光ということで見ますと、FIT/FIPの入札に応札している太陽光発電がどんどん減ってしまっているの、いずれは日本の太陽光の導入総量そのものが下がっていくということが予測されます。

背景として、2スライド目をお願いしたいのですが、日本は今、世界の中では国としては3番目の導入量ですが、今後の伸びの予測としては下がっていくということと、23年から27年に32ギガワット入るという最低シナリオとなりますが、32ギガワットも導入が難しいのではないかと状況になっています。

こういった状況を払拭していくためには、FIT/FIPの新規認定量の回復が必要ですし、いろいろなスペース、荒廃農地や空港、道路、鉄道などの都市基盤施設の空間やダム、駐車場におけるソーラーカーポートなどの様々な空間を利用しつつ、太陽光を展開していく必要があります。今後は非FIT/非FIPのビジネス拡大も進めていく必要があります。特に住宅やビル、工場、公共施設、大規模倉庫等の建築物の屋根に関しては人口密集地においてもポテンシャルが高いので、これも本気で進めていく必要がある。

国の目標として、住宅用太陽光については新規の導入の6割で太陽光発電を導入していくという目標値を掲げていますが、実質的な施策が取られていないというのが現状です。

具体的な課題と提言のほうに移ります。「第6次エネルギー基本計画」では、2030年までに新築戸建住宅の6割に太陽光発電を設置するということを目指すとありますが、現状ではその道筋に達しておらず、特に中小工務店が供給する住宅で普及が進んでいないということが言えます。これを払拭していくために、例えば地方公共団体、地方自治体では、既に日本でも東京や川崎など、太陽光の新規住宅への義務づけといった政策が取られております。実はこれは日本だけのものではなくて、EUでは住宅のみならず建築物への太陽光発電設置義務化の議論が進んでおり、ドイツではEUのREPowerEU政策に先んじる形で、ベルリンでもう既に義務づけが始まっていたり、米国では、ヨーロッパにも先駆けてカリ

フォルニア州やニューヨークで新築の住宅への義務づけが始まっています。日本でもこういった政策を進めていく必要がありますが、その基盤としては、国が太陽光の導入というものを再生可能エネルギーが公益にも資するという形で法律で位置づけ、地方公共団体が取組をしやすくするということがございます。

国交省及び関係省庁は、2030年までに新築戸建住宅の6割に太陽光発電を設置するという目標の達成に向けて、ZEHレベルという形で政策を進めていますが、国交省の使用しているZEH定義の中には太陽光発電の導入・設置を必ずしも必須としていないZEHも含まれています。こういったさまざまなZEHの文言の使用をやめて、ZEHという言葉を使うときには必ず太陽光発電の設置を必須としていく。しかも、ZEH太陽光の導入に当たっては、他の支援制度との競合により、太陽光導入のインセンティブが損なわれないよう、住宅ローン控除の支援制度に太陽光導入インセンティブをさらに上乘せするなどインセンティブに明確な差を設ける政策を導入するような形で太陽光発電のインセンティブを保っていくということが必要かと思えます。こちらは割愛させていただきますが、提言では、例えば金融庁に対しては金融機関等が住宅ローンの貸出額を決定する際に、太陽光を導入したときにおけるエネルギー光熱費の削減などもローンに組み込みをしたほうが良いといったことも提案をさせていただいております。

さらには、住宅用太陽光だけではなくて、大規模太陽光案件の新規組成の促進も必要です。一つは、今、入札上限価格そのものが入札対象外の事業用太陽光発電の調達価格、基準価格を基に設定されています。FIT/FIPの入札をするときに、システム費用及び設備利用率はトップランナー水準が採用されているが、常に非常に効率よく太陽光発電を導入できるところだけが設定されてしまっていると、それに対する応札が少なくなっていく。しかも、例えばその年の入札料を定める際には前年の応札量が基準となっていますので、応札が少なくなってくれば、その年の入札募集量も少なくなっていくという悪循環が続いている状況かと思えます。こういったものを見直して、多くの太陽光発電の事業者が応札できるような形の枠を確保していくことが必要だと思えます。この応札の枠が国の目標値とは切り離されていますので、国が掲げているエネルギー基本計画できっちりと増やしていく枠組みという中で入札を行っていく必要があると思えます。

さらには、出力抑制が特に九州地方を中心に進んでいっているということを考えると、こういった出力抑制の影響というものが調達価格にどれほど影響しているか、出力抑制されると設備利用率は下がっていくわけですがけれども、これも織り込んだ調達価格の設定が必要だと思えます。

次に、太陽光を取り巻く市場環境の是正をしていく必要がある。もちろんFIT/FIPそのもので下支えをしていくということも必要ですがけれども、そもそも太陽光発電が市場の中できっちりと大規模に入っていくような政策を促していく必要がある。それにはカーボンプライシングなどといった目安となる制度というのは非常に重要なわけですがけれども、実際には先ほどの出力抑制が行われていたり、あるいは系統への接続がなかなかうまくいかな

かったり、太陽光発電が市場の中で拡大していくに際して周りの環境が整っていないということがあります。

これまで導入されてきた再生可能エネルギーの多くというのはFIT制度の下にあるので、発電された電気は一般送配電事業者や旧一般電気事業者が買取りを行っているわけですが、FIT制度によって買い取られた電力の発電計画というのは実需給1日前に一般送配電事業者が立てることになっているので、FITの電力を供給力として用いるみなし小売を含む小売電気事業者に対して再生可能エネルギーの発電量をいわゆるゲートクローズに向かって自ら需給調整していくといったインセンティブが生じない状況になっています。

太陽光や風力の出力予測や電力需要の予測には誤差があるので、できるだけその実需給に即したところでの予測が必要とされるわけですが、それがなかなか日本ではなされていない。なので、予測の誤差というのが非常に大きく発生している状況かと思えます。こういった実需給で発電している太陽光発電の発電量というのが実際の市場の中で統合されていく仕組みというのが非常に重要だと考えております。

資料を映していただけますでしょうか。14スライド目、例として挙げていますが、「出力抑制を抑制する市場運営」で、これはスペインのREEのホームページから取ったものですが、5分前までずっと需給を合わせていって、これだけの自然エネルギー発電があるということを市場の参加者にシグナルとして与えることで、市場の参加者が電源を買うことができるようにする市場運営をしている。

次に提言として申し上げたいのが、インフレに伴う建設コストが増大している状況の中で、円安や労働力不足などでインフレが再エネの建設コストを増大させているわけですが、現在のFITやFIP制度においては認定を受けた時点で調達価格や基準価格が決まってしまうので、こういったものを踏まえたエスカレーション条項というのを織り込んだFIT/FIPの在り方というものが検討されるべきではないかと考えております。

さらには、FIT制度からFIP制度への移行を促す。これは再エネタスクフォースでも以前から提言してきているところですので割愛させていただきますけれども、FIPへの移行を促すことによって再生可能エネルギーが市場の中で取引されていく、あるいは自ら再エネ事業者がそういった電源を市場に出して、あるいは需要家とつながって売っていくといった仕組みが取られていく必要があると思えます。

次に、周辺環境を整備するという意味では、地内系統の整備は非常に重要になってきます。地域間連系が今後増強され、広域的な電源運用が進むことが期待されていますが、電源ポテンシャルの大きい地域である九州、あるいは北海道、東北において電源を地内系統に接続するために必要な地内の増強も全国に裨益するものと考え、必要な地内増強を全国調整スキームの対象としていくべきと考えます。

さらには、需要地と再エネの発電というのが近接していくことによって、そういった系統への負荷や新しい系統の建設というものが少なくなっていくので、需要地に設置される再生可能エネルギーについては何らかのインセンティブを与えることによって建設

を促していく。これは最初に申し上げた住宅太陽光の導入にも進んでいくことと思います。

そのほか、地域理解の増進も国が中心となってやっていくこと、公共施設への太陽光等の導入促進についても野心的な目標値を掲げて、まず実際どのぐらいの導入が可能なのかといったことも検討しながらやっていくことというのを挙げさせていただいております。

大変申し訳ございません、時間が参りましたので、私からは以上にさせていただきます。あとは意見書を御覧になっていただけましたらと考えております。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

以上を踏まえて、質疑応答に入ります。資料3-1の4ページ目以降に具体的な提言が載っております。その提言項目に沿って順番に議論をさせていただきます。それぞれの提言項目ごとに担当の省庁から提言に対する回答をいただき、それに対して委員から質疑をさせていただきます。本日は論点が多岐にわたりますので、各省庁からの回答はできるだけ簡潔にお願いいたします。全ての論点をこの場で議論し切れない場合は、後日、紙でのやり取りを行わせていただきます。発言者はこちらから指名させていただきますので、御発言を希望される方は「手を挙げる」機能で挙手をお願いします。

それでは、まず提言(1)新築戸建住宅6割太陽光施策の実施等の提言項目について議論したいと思います。国交省から①、②、③、⑤について、金融庁から④について御回答ください。よろしくをお願いします。

それでは、まず国交省から、

○国土交通省(前田参事官) 国土交通省住宅局の参事官をしております、前田でございます。今日はどうもありがとうございます。

提言に関してでございます。まず、国土交通省としましては、2050年度カーボンニュートラルに向けて住宅における太陽光発電設備の設置についてはとても重要だと考えておりますので、経産省、環境省とも連携しながらしっかり取り組んでまいります。

まず、提言の①でございます。ZEHにおける太陽光発電の設置の必須化の関係でございますが、ZEH制度全般につきましては経産省さんが担当しておりますので、後ほど経産省さんから回答させていただきますけれども、その普及拡大につきましては、国土交通省としても経産省、環境省と連携して進めてまいります。

また、ZEH水準という言葉をよく使っているのですが、こういったことが誤解を招いているというお話もあるかと思えます。こういったことについてもまた検討してまいります。

2つ目でございます。自治体における条例の制定、それから中小工務店の支援に関しての御提言でございます。東京都や川崎市の条例につきましては、再エネの設備設置促進に向けた取組であって、その動向を国としても注視しております。今後はその施行状況を踏まえながら、環境省さん、経産省さんとも連携して事例の横展開といったことを図りながら、地方自治体に検討を促進してまいりたいと思っております。

また、中小工務店に関する支援でございます。自治体における補助等をつくっていると

ころがありますので、そういった横展開も図っていったり、中小工務店がまさに太陽光発電設備を設置する際に技術的なところで悩むところがありますので、そういった技術的な支援に関しても行ってまいりたいと思っております。

3つ目でございます。住宅ローン控除のインセンティブの話、フラット35の話を提言いただいております。まず、住宅ローン減税につきましては現行制度は2022年から2025年までの措置として既に決定されておりますが、2030年に向けたその後の内容については決まっておられませんので、今後、検討していくことになります。現行制度につきましては、国会の附帯決議においてその効果を検証することとされております。この附帯決議を踏まえ、制度の効果検証を行ってまいりたいと考えております。

いずれにしても、御提言も踏まえ、住宅ローン減税、フラット35を含め、2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されるという目標の達成に向けてどのような対応が必要か検討してまいります。

④番は飛ばしまして、⑤番でございます。太陽光導入量の調査・公表、都道府県ごとの数値目標、それから2030年までのロードマップの策定という御提言でございます。国土交通省では、今年度から戸建住宅における太陽光発電設備の設置率に関する調査を行っております。つい先般、2022年度に着工した戸建住宅における太陽光発電設備の設置率が取りまとめまして、結果としては31.4%ということになっております。この結果につきましては、先週金曜日に公表させていただいているところでございます。

こうした足元の状況を踏まえながら、環境省や経産省さんとも連携しながら、2030年において6割の目標の達成に向けてどのような取組が必要であるかということを整理してまいりたいという具合に考えております。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

金融庁、それからZEHに関して一言経産省からお答えいただいた後に、河野大臣から手が挙がっておりますので、その後に河野大臣、お願いします。

まず、金融庁。

○金融庁（森課長） 金融庁監督局総務課長の森と申します。ありがとうございます。

（1）の④でございます。金融庁といたしましては、この御提言の内容につきまして、金融機関に対してしっかり情報発信を行い、提言の内容を促してまいりたいと考えております。

また、御提言は太陽光発電を自分で消費して、その電気代の削減ということを勘案した住宅ローン商品ということと理解しておりますが、これに限らず、太陽光導入を促す住宅ローン商品について、金融機関にしっかりそういう工夫をしていただくような取組にしたいと考えております。

以上でございます。

○山田参事官 続きまして、経産省、ZEHに関して何かありますか。

○経済産業省（木村課長） 経済産業省省エネルギー課長の木村と申します。よろしくお願いたします。

ZEHについては大別すると3つのカテゴリーがございまして、かぎZEH、Nearly ZEH、ZEH Orientedというものがございまして、もともと先ほど大林委員からありましたZEH Orientedというものに関してはなかった概念であったわけですがけれども、なかなかそれ以外のZEHのカテゴリーで持っております太陽光エネルギーといったものを使う設備を導入することがマストだとなってしまうと、やはり厳しい地域があります。それは狭小住宅が多いところであったり、雪が非常に多い地域であったりということについては、太陽光発電をマストにすると、いわゆるZEHという省エネ住宅の普及自体がなかなか進まないというところで、新しくZEH Orientedというカテゴリーを設けて、そうした地域においては太陽光などを載せなくても省エネに取り組む、しっかり省エネの性能を発揮する住宅に関してはZEH Orientedと名乗ってもらおうという形で住宅の省エネルギー政策の観点から促進をしたというところであります。

まさに委員がおっしゃっているように、今後、そうした制約がある条件の下でも太陽光を載せていくと。経済的な合理性というところではちょっと我慢をしていただき、あるいは安全性、パネルの上に雪が積もるということをどう評価するかというところにはありますけれども、そういったところも踏まえて、今後、ZEHについてはもともと省エネルギーの水準の20%というところに関しましては、建築物省エネ法との関係もありまして、今の水準でいいのかという議論もございまして、今後、ZEHの定義に関する見直しの議論というのは始めたいと思っております、その中で太陽光を含めた再生可能エネルギーの位置づけに関しても併せて議論ができればと思っております。

時間の関係でZEH-MとZEBに関しては省略させていただきますけれども、ZEH-Mに関しましても、一定の高層マンションに関しては太陽光を載せることによる制約というのが隣地の斜線制限ということも含めまして、あるいは屋上のスペースが限られるということも含めまして、そういった必ずしも太陽光を求めないカテゴリーというのを認めているということがございまして、ZEBに関しても同様に、1万平方メートル以上の延べ面積があるような大規模なところに関しては、まずは省エネというものをいろいろな工夫をすることによって取り組んでもらいたいというところから概念としてZEB Orientedというのを設けてございまして、いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、省エネ水準が今の水準でいいのかどうかというところが我々が問題意識を持っているところでございまして。今後の定義の見直しに当たりましては、今いただいた御意見も踏まえて議論していきたいと思っております。

以上です。

○山田参事官 それでは、河野大臣、お願いします。

○河野大臣 各省、もうこの数字は十分認識されていると思うので、それぞれ2030年に向けてこのままではいけないということの認識をされている中で、どこまで何を検討して今

どうなのというのをもう少し詳しく言ってもらわないと、今日の話聞いたので検討しますというだけでは今日やった意味がないので、それぞれ国交省をはじめ、具体的に何をやろうとしているのですかというところを教えてくださいたいと思います。それでこれから検討しますと言うならば、来月、どこかに再エネタスクの日程を改めて設定してもらって、そこまでにきっちり答えを持ってきていただきたいと思います。

○山田参事官 ありがとうございます。

国交省、いかがでしょうか。

○国土交通省（前田参事官） 国土交通省でございます。

まず、国土交通省としましては、目標の達成に向けまして、建築物省エネ法を改正させていただいております。太陽光を含む再エネの設備の導入に向けまして、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度といった制度を新しく設けさせていただいておりますので、まずこういった新しい制度の普及に取り組んでまいりたいという具合に思っております。

さらに、低炭素建築物認定制度におきましても、既に再エネ設備の導入を必須要件化していたり、あるいは建築物の省エネ性能表示制度については今年の4月から施行されるのですが、この中でも再エネ設備の表示といったことを明確化して、市場でもちゃんと評価されるような形で取り組んでいるところでございます。こういった取組を含めて、6割の達成に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○河野大臣 要するに、その取組でどういう効果が今まで出ていて、それならどこまで行くのかというのを教えてください。

○国土交通省（前田参事官） 今の段階で建築物省エネ法の再エネ促進区域につきましては、まさに4月から施行するというところでございますし、先ほどの省エネ性能表示制度も同様でございますので、今後、こういったものの拡大が進むように取り組んでまいりたいという具合に思っております。

○山田参事官 大林さんからも手が挙がっています。

○大林構成員 途中ですけれども、よろしいですか。申し訳ございません。

ただ、住宅の省エネ義務化、あるいはラベリング、表示に関しては、今現在、断熱等級という形で言うと、例えばヨーロッパ水準並みの6、7ということは国交省さんは検討されていないと聞いております。今、まさに求められているのは断熱等級を上げていくことで、そこにきっちりと太陽光が入っていくことだと思います。

あとは、国交省さんがお話しになった中で気になったのが、2030年6割というのがなかなか国交省さんの政策として肝に落ちていないのではないかなというところなのですけれども、こちらのほうはどうでしょうか。

○山田参事官 国交省からコメントはありますか。

○国土交通省（前田参事官） まず、建築物省エネ法に基づく省エネ基準の適合義務化につきましては、まずは等級4でスタートするというところでございますが、2030年に向けてZEH水準の省エネ基準の引上げというのを予定しておりますので、そういった形で上げて

いくということでございます。

さらにその上の断熱性能につきましては、今現在、住宅関係の性能表示制度というものがございまして、その中できっちり等級を設けて、民間の中でちゃんと評価されるような形で取り組んでいるということでございます。

どうぞ。

○大林構成員 申し訳ございません。本日は断熱の話ではないのに、こだわって申し訳ないのですけれども、断熱等級4というのは1999年に定められた水準ですね。それが義務化されることによって住宅は30～40年続いてしまいます。今現在建設されている住宅の多くが断熱等級4にはもう既に達しているわけですから、やはりその先を強化していくということが必要で、断熱等級6以上が求められていると思います。

以上です。

○山田参事官 高橋先生から手が挙がっています。

○高橋構成員 先ほどの太陽光の新築の話ですけれども、先ほどの国交省さんからの御回答で、調査をしたところ31.4%であったというお話がございました。これを調査していただいたのは非常によかったと思うのですけれども、河野大臣の御指摘とも重なりますが、この31.4%というのは順調に伸びてきて31.4%という理解でいいのか、これが一つ。

31.4%、今年2024年なわけですけれども、先ほどおっしゃったような施策をやっていच्छるといことなので、それらを順調にやっていけば、2030年度に6割を満たすと、順調にいつているとお考えなのか、この2点についてお答えをいただけますでしょうか。

○国土交通省（前田参事官） 太陽光の設置率につきましては、今回初めて調査を行ったところでございます。なかなか伸びているかどうかというのは明確に言うことはできないのですが、これまでの経産省さんで取り組まれているZEHの取組などを見ますと、伸びてきているというとは言えるのではないかと考えております。

さらに、先ほど申し上げた施策を講じながら、これがどれぐらい寄与するのかということも見極めながら、今後も引き続きどのような施策が必要かというのを考えてまいりたいと思います。

以上です。

○高橋構成員 ありがとうございます。

6年しかございませんので、そこは早め早めにどんどん様々な施策を打って、ぜひ6割を実現していただきたいと期待しておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

時間の関係もあるので、次の論点に移らせてください。5ページの「(2) 大規模太陽光案件の新規組成の促進」について、提言が6ページ、7ページにわたってございまして、こちらについて経済産業省からお答えをお願いしたいと思います。

○経済産業省（日暮課長） 経済産業省新エネルギー課長の日暮と申します。提言の(2)

の関係で、価格について御回答申し上げます。

まず1点目が、システム費用や設備利用率のトップランナー水準という中で、実勢を踏まえた形で算定がなされて、見直すべきという御指摘をいただいております。FIT制度はもともと国民負担を抑制してコスト低減を促すという観点から、法律に基づいて事業を効率的に実施した場合に通常要する費用を基礎として算定することとされております。このため、システム費用や設備利用率の算定に当たっても、足元のトップランナー水準が3年後にどの程度の水準に位置するかどうかという観点や、直近の入札における平均落札価格の低減などを参照しながら、調達価格等算定委員会の御意見を参照しながら決定してございます。

ちなみに、直近の事業用太陽光入札においては上限価格9.28円と設定して実施をいたしました。募集容量の3倍程度の応札がありまして、非常に競争的な形、コスト効率的な形での入札が行われているところでございます。

2点目で、大林委員からの提言のイの関係ですが、システム費用と設備利用率のトップランナー基準を同時に達成する案件についてはほとんどないのではないかと御指摘をいただいております。御指摘いただきましたので、10円キロワットアワー未満で事業を実施している事業のトップランナー事業者、これは全体で言うと約16%の対象者について分析を行いました。いずれも設備利用率とシステム費用のトップランナー水準を同時に達成している割合は約4割という状況でございます。全体として事業を効率的に実施されている事業者としては、いずれの水準も達成していただけるということでございます。

3点目出力制御の影響を価格算定に考慮すべきではないかという点については既に調達価格、基準価格の算定に当たって参考としている設備利用率において、出力制御を受けている時間帯の発電量は0とした上で算定をして、設備利用率の中には出力制御の影響を考慮した形で算定を行っているというものでございます。

4点目。提言2のエに関する部分ですが、20年を超えて25年で収益計算がされているという点についてですが、事業用太陽光の運転年数については、国内出荷が多いパネルメーカーの出力保証の多くが25年となっている実態や調達期間満了後の住宅太陽光の電気を小売電気事業者が9円から10円程度で買い取る事例も多く見られることなどを踏まえまして、調達価格等算定委員会の議論を経てその意見を尊重し、25年という形で設定をしております。

5点目。提言2のオに関する点でありまして、事業終了後の売電を見込んだ価格算定に当たっては、システムプライスの平均値ではなくていわゆるキャプチャープライス、太陽光が発電している時間帯の加重平均値を採用すべきではないかという御提言をいただいております。先ほど申し上げましたとおり、買取りに当たっては効率的な事業実施を行ったことを想定した価格の算定を行っておりまして、2030年頃において、FITを卒業した電源には蓄電池の活用等による市場の需給に応じた売電等を行うことが期待されていると。このため、御指摘のようなキャプチャープライスではなく、システムプライスの平均値を採

用しているというものでございます。

また、エネルギーミックスの達成に向けては、この太陽光は非常にまだまだ大きなポテンシャルがあると資源エネルギー庁としても考えておりましたが、例えば今、太陽光の導入に当たっては、日々我々も自治体からの問合せなどをいただいておりますが、地域との創生などの観点からの様々な課題もあって、そうした中で地域の共生が非常に優れている屋根設置型の太陽光については伸ばしていくべく、例えば屋根設置型の太陽光については通常の事業用太陽光よりも高く買うという特別の設置区分を設けたり、あるいはこれまで耐荷重性のない屋根や壁などに置けなかったような太陽光の大きなポテンシャルを広げる可能性のある次世代型の太陽電池ペロブスカイトなどは原材料も日本で採れるという非常に多くの優れた点もありますので、GXの基金、あるいは社会実装を目指した費用、量産技術の確立、生産体制の整備、需要の創出を三位一体で取り組んでいくべく、この太陽光を大きく伸ばしていくべく取り組んでいきたいと思っております。

最後に、FIT/FIPの認定量は今、減少傾向にあるという御指摘もいただきましたが、その一方で、FIT/FIPによらないPPAなどを利用した形での再生可能エネルギーの導入ということも広がってきております。実際に相対取引や電力の需給を上手に工夫することによって、電気を電力市場に統合させた形で面白い事例も出てきております。こうした形でFIT/FIPによらない太陽光の導入ということについても予算措置で現在応援しているところでありまして、こういう形の太陽光の導入も促進して、エネルギーミックスの達成ということはもちろんのこと、その先、JPEAさんからもプレゼンテーションがありましたが、太陽光の大きな可能性をさらに後押ししていくような形で政策的に取り組んでいきたいと考えてございます。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

委員の先生方、あるいはJPEAの方からコメントはございますか。

大林さん、どうぞ。

○大林構成員 ありがとうございます。

増川さんからも御発言いただければと思うのですが、今、経済産業省さんが太陽光は非常に重要な大きなポテンシャルがあり、確実に推進していくとおっしゃっていただいたこと、大変力強く感じましたけれども、一方で、例えば2030年のエネルギー基本計画で太陽光発電を当時の20年、21年からギガワットレベルで倍増させていくといった政策を持たれていますけれども、これは達成できると思われていらっしゃるのでしょうかというのがまず一つ。

あと、幾つかお話しいただいたのですが、住宅だけに限らず屋根のポテンシャルが非常にあるというのはそのとおりですけれども、一方で、屋根の設置を自治体に対して促すような明確な指針みたいなものを国交省さん、経産省さん、環境省さん一体になって出していくということは可能ではないでしょうか。例えばドイツではフォトボルタイクストラテ

ジー、太陽光発電戦略というものをつくって、年間22ギガワットの太陽光発電を導入していくという政策を今、取っています。その中では様々なメッセージが自治体に対しても与えられていますし、そうしたことからドイツの自治体は自ら太陽光の義務づけ条例ということをやっているわけですね。中でも重要なのは、再生可能エネルギーというものが公共の利益に優先する、公共の安全に資するということを前提に掲げていますので、それが自治体に対する大きなメッセージになっていますが、そちらはどう考えていらっしゃるでしょうか。

また、もう一つは、ペロブスカイトは育てていくべき技術だとも思いますけれども、実際には例えばアメリカで行っているようなインフレ低減法ですと、国内生産にもものすごいインセンティブを与えることによって太陽光のメーカーがヨーロッパからもアメリカに行くような事態になっています。こういったことが日本では考えられないのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○経済産業省（日暮課長） 改めて経済産業省です。

太陽光については2011年の電源比率0.4%から現在、9.2まで上がっています。平地面積で見ればドイツの約2倍で、世界1位という状況です。2030年度に向けて確実に達成できるかと問われれば、先ほども申し上げましたとおり政策努力をさらに積み重ねた上で達成できるという水準だと思っております。

重ねてになりますけれども、平地面積世界最大という中で、平地に自由に太陽光を住民との共生をしながら立てていくということが非常に課題としても顕在化してきていますし、あるいは乗り越えていかなければならないということに今現在、直面しているのだと思っています。その上で、太陽光というのは非常に大事だという中では、屋根であったり先ほど申し上げたようなペロブスカイトを使って、これまで置けなかったような耐荷重性のある場所に置いていくということを、政策努力を相当積み重ねた上でやっていかななくてはならないと思っています。

また、産業政策の論点もございました。まさにこのペロブスカイトは日本発の技術ではありますが、海外も研究開発を進めておられて、競争が激化しているという状況です。日本発の技術とはいえ、産業面で言うと非常に楽観はできないということだと思っています。

ただ、これまでのシリコンガラス製の太陽電池がシリコンという原材料を海外のサプライチェーンに依存していたのに対して、ヨウ素という日本が世界2位で採れる原材料を使って作れるという産業面で大きなポテンシャルがあるのだと思っております。こうしたチャンスも生かしながら、産業面でもきっちりと日本の太陽電池産業が育ち、それが日本の中で、あるいは世界の中で導入されていくという循環をぜひ形成していきたいと考えてございます。

その上で、先ほどからおっしゃっていただいているような地域との共生上いろいろなポテンシャルのある屋根であったり、これは住宅だけではなくて工場の屋根であったり公共

施設の屋根、これは耐荷重性がなく、これまでのシリコン製のガラス製PVでは置けなかった場所にも多数のポテンシャルがあるのだと思っています。そうしたところの導入ポテンシャルもきっちり見極めながら、しっかりと社会実装を進めていくという政策努力を積み重ねて2030年、そしてその先ということを目指していくと考えています。

以上です。

○大林構成員 1点だけ、八田先生の前によろしいでしょうか。

そういう意味で論点をちょっと変えたいのですけれども、入札の今の在り方を見ると、昨年までのものをそのまま入札で募集をかけていくという形になっていますので、そうではなくて、国の目標値に沿った形の募集ということを積極的にしていくべきではないかと私は考えております。

以上です。

○山田参事官 どうぞ。

○経済産業省（日暮課長） 繰り返しになりますけれども。

○山田参事官 ちょっと時間がないので、繰り返しならいいです。

それでは、八田先生、それから増川さんから手が挙がっております。お願いします。

○八田構成員 実は私も今の大林さんがおっしゃったことと同じ意見です。将来的に目標値が達成されることを期待していますとおっしゃったけれども、それを確実にするためには、FIP以外での太陽光の導入というのは確かに進んでいるのですけれども、それと同時にFIPもある程度進めるべきではないかと思うので、目標値に基づいたものにすべきではないか。要するに全体の目標値とFIPの募集量とをきちんと関連づけるべきではないか。

先ほどおっしゃった3倍もの応募があるというのは、そもそも募集量が少な過ぎる可能性があるのではないかということをおもいます。、そこに関してどうお考えかを伺いたいと思います。

○経済産業省（日暮課長） 今の八田先生の点で言うと3倍の募集量ということですが、入札の募集量については入札の競争性が確保されていくということが重要であるので、導入状況を踏まえながら入札の募集量というのを設定していきますので、当然募集量を多くいただいているということであれば、次回の入札に当たってはこの募集については当然増やしていくということで考えております。

また、目標との関係では、FIT/FIPの入札の募集量だけで達成していくわけではなくて、相対でのFIT/FIPによらないものであったり、あるいはペロブスカイトを含めた新しい技術も見越した上で政策を展開し、目標達成を目指していくという考え方でおります。

○八田構成員 もちろんそれはよく分かります。FIPだけでやるべきだとは思いますが、何らかの関連づけはすべきではないかということです。

○経済産業省（日暮課長） 承りました。

当然目標を満たすべく、競争性を確保しながら、きっちり再エネ導入を図っていくことを同時に達成していきたいと考えておりますので、目標も当然視野に入れながら、募集

量、競争性も確保しながらということやっていきたいと思ひます。

○山田参事官 それでは、増川さんからお願いしす。

○一般社団法人太陽光発電協会（増川事務局長） ありがとうございます。太陽光発電の拡大に向けていろいろ御尽力いただけるということで、感謝してあります。

私からはコメントと質問がございすが、一つは今の入札量についてでございます。募集枠の3倍あったということですがけれども、今回、特に驚きましたのは、0円の応札があったということで、明らかに0円でできる太陽光発電というのは世界中どこを探してもないと思ひますので、恐らくはオフサイトPPA、コーポレートPPA等で売ることが決まっていたかもしれせん。実際、だからといってFIPに応札することはルール上許されて、それ自体悪いとは申しせんけれども、懸念いたしますのは、本来FIPのプレミアムでちゃんと事業が成り立って開発に結びついた案件が落札できなくなるということは、全体としては導入量が減ることになりますので、その辺の実態もいろいろ御確認いただいた上で、年間でも今年度は0.5ギガワットもなかったわけにして、募集枠をある程度思い切って増やすということもぜひ御検討いただければと思ひます。

それから、ちょっと細かい話ですがけれども、キャプチャープライスは買取り期間終了後について市場の平均価格を用いるということで、その理由として蓄電池を使えばいいということで、確かにそのとおりかと思ひますけれども、一方、事業者から見ると、蓄電池はただで入りませんので、その投資額に見合ったリターンがあつて初めてやりますので、もしキャプチャープライスでなくて平均価格とする場合は蓄電池の投資額も入れていただくと、事業者から見るとなるほどということになるのではないかと思ひました。

私からは以上でございます。

○山田参事官 経産省からコメントはありますか。

○経済産業省（日暮課長） おっしゃったように、実態を踏まえながらしっかりやっていくという点については理解してありますので、引き続きよく検討してまいりたいと思ひます。

○山田参事官 ありがとうございます。先を急ぎたいと思ひます。

続きまして、7ページからですがけれども、提言の（3）は項目数が多いので、①の出力抑制の抑制から③のFITからFIP制度への移行について、経産省から御回答いただければと思ひます。④から⑥はその次にまたやります。

○経済産業省（小川課長） 経産省の電力基盤課長の小川ですがけれども、私からまず①の出力抑制の抑制についてお答え申し上げます。

御提言をア、イ、ウ、エといただいてあります。まず1つ目のアのところで確認が必要かと思ひましたのは、時間前市場を利用する取組を送配事業者が積極的に取り組める仕組みというところは、例えばドイツなどのものを念頭に置きますと、実際に調整をするのは送配事業者ではなくてバランスグループであります。そういった意味で、今、日本で行われている送配事業者が一部時間前市場に売るというトライアルをしていますけれど

も、これを広げるかどうかというのは実は大きな議論でありまして、送配事業者というのは非常に大きな存在であります。もともと時間前市場は発電、あるいは小売の事業者がそこで調整に使うということを念頭に置かれていまして、一般的には送配事業者は調整力という別の形で確保したもので調整を行っております。ここのところは誰がどの時点まで調整を行うのかという大きな議論の中で考えていく必要があるのではないかなと考えております。

イにあります下げ調整力の商品化というところで、これまでも増川オブザーバーに参加いただく審議会でもいただいて、これについて技術的な検討も行っております。ただ、下げ調整力のみを商品とするというのはいろいろ課題もあるという中で、この項目の在り方としてどういう形がいいのかというのは引き続きの議論と考えております。

また、ウ、エは別の機会にもこのタスクフォースでも御議論いただいてきております。優先給電ルールにつきましては、メリットオーダーとありますけれども、私どもも今の仕組みで、単なるメリットといったときに燃料の価格などだけではなくてももちろんCO2の排出コストの問題、それから電源を起動するコストなど、諸々のものを反映すると、結果的に今の優先給電ルールという考え方に沿っております。一時点一時点での順番ではなくて、一日単位全体で見たときのメリットオーダーといった考え方であるというのがウでありまして、そういった観点で現行の優先給電ルールを行っております。

最後のエの「負の価格」につきましては、これも市場全体の様々な制度に関連してくるということでありまして、私どものところでは電力システム全体の制度改革の検証というのを1月から始めております。そういった全体的な制度間のバランスというのを見ながら検討していくということで、今、全体的な中で先頭の一部として始まったところです。

①については以上です。

○山田参事官 続いて②、③もお願いします。

○経済産業省（日暮課長） 提言（3）の②について、続けて経産省からお答えします。

価格算定に際してエスカレーション条項の導入を御提言いただいております。現在の法令の中では、物価その他経済情勢に著しい変動が生じている、またはそのおそれがある、いわゆるハイパーインフレなどが生じた場合には、基準価格等を改定することが想定された規定も置かれておりますが、その上で、通常の変動は再エネ発電事業を行った際の一般的な事業リスクであると想定してございまして、調達価格、基準価格の算定において勘案しております適正な利潤を確保した上で価格算定を行っておりますので、基本的にはその中で対応いただくべき性質のものではないかと考えてございます。

さらにその上で、今のはFIT制度について申し上げましたが、FIP制度に移行すれば、基準価格よりも卸売電力市場が高くなった際に市場価格での売電が可能であったり、あるいは相対で売電をしていただくことによって、そのときの市場に応じた価格で売電を行うことも可能であるということでございます。

提言（3）の③のアの関係、FIP移行に当たってのオンライン制御の対応を必ずしも求め

るべきではないのではないかという御指摘でございます。現在の考え方は、オンラインに対応した電源が増えることによりエリア全体の出力制御量の低減が期待されるという中で、新規の分がオンライン制御が義務づけられていることを踏まえて、FIPに移行する事業者にもこれまで義務づけていなかったものもオンライン化を義務づけることが適当であるという考え方でオンライン制御への対応を求めておりました。

他方で、御指摘を理解するに、FITからFIPへの移行という中で、エリアへの需給への貢献度のバランスなどを考えたときに、FIPへ移行された方に既にエリア需給に御貢献されているという大きな貢献を御決断されている中で、FITに移行しないような逆の動機づけを与えていいのかどうかという御指摘にもなったのではないかと考えておりました。御指摘も踏まえながらよく考えていきたいと考えています。

提言③のイの関係でございます。参照価格の算定に用いる非化石価値相当額について、取引実態をより反映させた価格に変更すべきという御指摘をいただいております。今、我々としては、入手可能な客観的なデータに基づいて算定する上で、再エネ価値の取引市場であったり、高度化法の義務達成市場という市場のデータを入手可能な客観的なデータとして活用して算定をしております。御指摘のような実勢の取引価格ということについても、入手可能で客観的なデータがあれば、そういうデータを活用していくということももちろん十分に考えられますが、その際の取引上の環境価値相当額を正確に把握するということやデータの客観性などの担保などについての課題もある。その課題がどう乗り越えていけるのか、考えていきたいと考えております。

続きまして、提言(3)の③のウについてです。FIPの参照価格について、前年度の年間平均を月ごとに補正するのではなくて、当月参照とすべきという御提言をいただいております。現在のような制度にしているのは、電気の需要が多い季節への需給シフトを促すために、季節ごとの卸売電力市場価格の高低が価格シグナルとして事業者に伝わるように、まずは年間平均を参照することとしております。御提言のページの中にも季節に応じて価格シグナルが発揮されるとの重要性が指摘されておりますので、提言された方も御理解いただいていると思いますが、仮に御提言いただいた内容を採用すると、プレミアムがむしろ電気が余っている時期にたくさん再エネを発電し、そうではない時期に、例えば保守点検を行ったりするような発電の季節ごとのシフトがむしろ需給バランスとは逆方向に行く動機づけが働いてしまうということだと考えております。したがって、現行の考え方がむしろ季節ごとの発電シフトを通じて再エネを最大限導入していくということにつながるのではないかと考えてございます。

また、③のエの関係ですが、事後的な蓄電池併設時の価格の設定方法についての御提言をいただいております。これは約10年近く様々な議論を経た上で、今回、価格の算定についての按分方法を導入したものでございます。従前は、蓄電池を設置した場合にはその設置した時点での価格に全体を価格づけしなければならないというところから、蓄電池を設定した場合であったとしても、太陽光パネルの認定時点での価格と蓄電池の設置の時点

での一定の按分方法について、追加的な国民負担が生じるおそれがないという方法でこの算定式を導入したというものでございます。

仮に御提案いただいたような算定方法を採用すれば、蓄電池の設置後の発電電力量が例えば経年劣化などによって減少してしまった場合に、従前の高い調達価格が適用される発電量が過大に計算される可能性が否定できないと考えてございます。その上で、我々としても現在の算定方法が絶対的なものだということを主張するつもりはございません。様々な議論を経て議論を長引かせるわけではなく、国民負担を抑制しながら入れていくということでこの方法を採用しました。国民負担や事業者における過大な収入ということにならないということを担保しながらよりよい方法をよく検討して、引き続きいろいろな工夫を考えていきたいと考えております。

さらに、先に（３）の⑥を続けて申し上げたいと思います。

○山田参事官 すみません、③までで一旦切らせてください。

手が挙がっているのは増川さんと大林さんです。それぞれコメントがあれば、お願いします。

○一般社団法人太陽光発電協会（増川事務局長） 太陽光発電協会の増川でございます。いろいろ御回答いただきましてありがとうございます。

ウの参照価格につきまして、御回答のとおり季節をまたいで発電量を調整することによって需給が緩む時期には発電を減らすというのはそのとおりでございますけれども、バイオマスであれば、燃料の調達が十分できると思います。

一方、風力、太陽光におきましては、季節をまたいで発電量を調整するということは不可能ということで、年間の定期点検としても１～２日でございますし、それから蓄電池を入れたとしても、半年間蓄電池にためておいてというのは微々たる量しかできませんので、基本的には季節をまたいだ発電量の調整というのはできません。ですので、考え方としてはいいのですけれども、このことによって太陽光、風力が行動変容を行っていくということはあまり期待できないのではないかと思います。

一方、当該月にしても、一日当たりの昼間の発電量を減らして朝晩に増やすということは蓄電池で十分できますので、ぜひ参照価格は少なくとも変動生産の太陽光、風力については当該月にさせていただくことによってFIPへの移行がすごく進むと思いますので、ぜひこのところを検討いただきたいと思います。

それから、蓄電池の併設につきましても、私の試算ではこれによって国民負担が増えるということはゼロとは言いませんけれども、基本的にはないと考えておりますので、このことによって蓄電池の併設が進むことのほうが結果的には国民にとって需給緩和も含めてプラスになるので、ぜひこの点についても前向きに御検討いただければありがたいと思います。

私からは以上です。

○山田参事官 続けて大林さんからコメントをいただいて、経産省からコメントをいただきたいと思います。

○大林構成員 ありがとうございます。

市場運営の話について少しお伺いしたいと思います。まず、小川さんのほうからです。市場を一日で見てメリットオーダーが担保されているというお話があったのですが、御存じのように電力の需給というのは一刻一刻ですので、市場の中で価格シグナルが出されるということを考えたときには、やはりその瞬間瞬間での価格シグナルを担保していく、それがメリットオーダーの考え方だと思います。

オフライン制御、オンライン制御といったいろいろなものがあるわけですが、これは太陽光の中だけで行われているわけですね。私は電源全体を見たときに、もしそういった制御ができない電源があるのなら、そういった電源が逆に金銭的な保障という形で制御される、抑制される電源に対して何らかの対価を支払う、あるいは抑制される電源そのものは、抑制という受け身の言い方になるわけですが、海外では既に調整力として市場に参加をしているわけです。そういった調整機能というものは、既に日本で動いている太陽光発電、風力発電でも実装されていますので、それを市場の中に組み込んでいくことによって調整力としての機能を市場に提供したと見なす。FITそのものと同じ価格をもらうべきとは思っていませんけれども、そうした対価を支払われる必要があるのではないかと考えています。

以上です。

○山田参事官 八田先生からも手が挙がっているので、八田先生のコメントをいただいた後に経産省から回答をお願いします。

○八田構成員 どうもありがとうございます。

私からは2つです。まず一つは、FITからFIPへの移行に際して、オフライン制御をオンライン制御化することを必ずしも求めないという前向きな答えをいただいたので、ありがたいと思います。何もFITからFIPが変わるのが現行のFIPそのものである必要はありません。とにかく出力制御に貢献するようなことになればそれでいいのだと思うので、お考えの方向は非常にいいと思うのですが、大体どのくらいのスケジュール感でお考えでしょうかというのが一つの点です。

それからもう一つは、「負の価格」の導入に関しても全体的なシステム改革の中で検討するのだということで前向きなお答えを頂きました。これは出力抑制を減らすために決定的に重要なことだと思うのですが、これに関するスケジュール感というのはどういふものでしょうか。確かにこれは石炭や原発にとっては非常に困ることになりますから、政治的な抵抗はあるとは思いますが、あまり長引かせないほうがいいと思うので、そのスケジュール感を伺いたいと思います。

○山田参事官 それでは、経産省から3人のコメントに対して。

○経済産業省（日暮課長） 経済産業省でございます。

参照価格のところですが、相当議論がありました。太陽光発電であっても長期安定的に発電を継続するためには大規模な投資、改修、メンテナンスが必要になり、そうしたこ

とを実施するだろう。そうした取組を電気の値段の安い時期の春や秋に行うなどの季節間の供給シフトを期待して現在の形としてございます。FIPへの移行、そして蓄電池の設置ということはぜひ我々も前に進めたいと考えた上で、このウに関することや蓄電池に関すること、イに関することを申し上げてございます。

蓄電池については重ねてになりますので省略いたします。

八田先生からのオフラインに関するスケジュール感ですが、FITからFIPへの移行ということを主眼として、いろいろ支援措置であったり環境整備を進めていきたいと考えております。オンライン制御のエエの概要だけで物が動くわけではないと思っておりますので、いろいろこのFIPへの移行というのはきっちり前に進めるという中で、御指摘いただいた事項についても検討課題について対応していきたいと考えています。

以上です。

○経済産業省（小川課長） 続きまして、まず大林委員に御指摘いただきました再エネ調整力については、需給調整市場がこの4月から本格的に始まります。その中でももちろん要件を満たせば、上げ下げの上げのところなのですけれども、下げのみというのはないのですけれども、もちろん風力が両方しっかり上げも出しますということであれば、今後入ってくるということのは考えられるかなと思っております。

それから、市場のメリットオーダーを一日でというのは例えでありますけれども、昼間に太陽光が出ていれば、そういう意味での限界費用が非常に低いということではあるわけですけれども、今度は日が落ちてきたときに誰かがバックアップしなければならない、夜の時点でどうするかといったときに、いわゆる長期固定電源というものでありますと、その部分を独力で昼も夜も賄えるというところで、現状はその順番に差をつけているというのがあります。

それから、八田委員から御質問いただきましたスケジュールのところは、これはシステム改革の検証でありまして、検証自体は法律上、来年の3月までというのがあります。具体的なところでいつまでというのがありますけれども、これから全体感の中で見ていく。その際には恐らくお話にありましたようなFIT電源への影響というのも考えていかなければならないのかなと思っております。

以上です。

○山田参事官 大林さんから一言ありますでしょうか。

○大林構成員 よろしいですか、簡単に申し上げます。

先ほど下げはないのだけれども上げでという話があったのですけれども、さっきの蓄電池の議論や、「負の価格」ということとも絡んでいくと思います。米国、ヨーロッパ、オーストラリアも新しい事業として、蓄電池が負の価格のときに太陽光を吸収して、それをまた放出していくといったことが行われて、蓄電池の普及と太陽光の拡大ということがセットで行われているということを考えると、日本もそういったものに追いついていく必要があるのではないかなと思います。

以上です。

○山田参事官 もう時間もないので、残り30分で警察庁まで行かなくてはいけないので、ここまでとさせていただきます。

それでは、(3)の④、⑤、⑥について本当に簡潔に御説明ください。よろしくお願いします。

○経済産業省(小川課長) 続いて御説明します。

まず④ですけれども、地内系統の整備とその料金負担については既に昨年から審議会で議論いただいております。ここにもありますような、再エネポテンシャルが得られる以上、全国で負担すべきという御意見もいただいております。

一方で、そういう形で需要家の納得が得られるのか、理解が得られるのかとか、全体のガバナンスをどう効かせていくのかでありますとか、あるいはこの地内系統の現行の制度は託送料金制度で見ているところになってきますので、こことの兼ね合いをどうするのかといったもろもろの課題もありつつ、今、具体的にどうするのだという検討を進めているところであります。

また、⑤の需要地、再エネの立地、再エネ側への誘導の話、利用側への誘導の話は、なかなか料金的な制度でやるのは難しいという中では、短期的にはイでいただいているような情報公開は、これまでではどちらかというところと系統側の電源を意識した情報公開であったわけですけれども、むしろ積極的に需要側に出していくと、空き容量といったときにも概念が電源にとっての空きと受容側にとっての空きで違ってきますので、こういった点は我々も遅ればせながら、今、様々な取組を進めているところです。

以上です。

○経済産業省(日暮課長) ⑥の関係で申し上げます。

現時点で再エネの立地地域の補償支援について、地域の実情に応じて実施されるというもので、一律な制度的な措置が必ずしもなじむものかどうかという考え方であります。

他方で、再エネ海域利用法では、洋上風力発電について自治体や利害関係者などが参加する法定の協議会を組織して、利害関係者との調整や補償、共生策などを促す取組などを法律の手続として設けてございます。再エネの特措法では4月から、太陽光もそうですが、事業実施に当たっての説明会を認定時の義務としておりまして、まさに適切かつ密接なコミュニケーションを促していくということが、まずは太陽光発電において地域との共生において必要だと考えております。

それを超えて、自治体や地域住民、事業者が構成員となるような法定の協議会を必ずやって利害調整をして、何か補償するということを議論していく必要があるのかどうかということについては、現時点ではなじまないのではないかと申し上げましたが、よくこの4月の説明会の実施状況なども見極めていきたいと考えてございます。

以上です。

○山田参事官 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。後日、紙の形で質問を出すこともコメントを出すことも可能ですので、よろしければ先に進ませていただきます。

それでは、「(4) 公共施設への太陽光発電等の導入促進」について、環境省から御説明をお願いします。

○環境省（吉野課長） 環境省の地球温暖化対策課長をしております、吉野と申します。よろしくをお願いします。

資料を簡単ではありますが出させていただきますので、それに沿って簡潔に説明します。

1 ページ目をお願いします。御提言の中身は、公共部門で6ギガということになっておりますが、それと整合する目標ということで、現状、政府については定めているのですが、自治体等についてはまだということなので、そこをちゃんとやりなさいというのが①で、②のところは独立行政法人等についてもしっかりと具体的な措置をとということでございます。③のところは、太陽光だけでなくそれ以外の再エネについてのポテンシャルを調査すべきであるという御提言であります。

まず、足元の取組ですけれども、規制改革の実行計画を受けまして、我々のほうで全府省庁を集めて入っていただいて、関係府省庁の公共部門の脱炭素化の連絡会議を今年の9月に立ち上げたというところがございます。これをもって、政府実行計画という閣議決定ものの大きな計画があるのですけれども、6ギガということに向けまして、その連絡会議を活用してしっかりPDCAを回していこうという趣旨で立ち上げたところです。今年の9月の段階では、まずは政府の各府省庁でどれだけのポテンシャルがあるかということ进行调查して、それを基に府省庁ごとの目標をつくりまして、それでその目標に向けてそれぞれの役所で太陽光の整備計画を年度内にまとめるというスケジュールで進めているところです。

地方公共団体の施設種別の目標をということで、規制改革の実施計画でもそういう中身になっていまして、それを設定すべく地方公共団体の調査も行っておりまして、実はその第2回が3月25日に予定と書いてありますが、月曜日にありますので、その中で現状は数字を最終的に精査しているので正確には申し上げられないのですけれども、25日の会議の段階で自治体の施設ベースの目標がどれぐらいかというところをお示ししたいと思っております。

今年の9月の段階で政府の導入目標は、表が細かくて恐縮ですが、一番右のところの114メガワットというのが目標でありまして、これがその後、また精査をして少し下回ってきてしまうかなと思うのですが、政府の目標としてはまず来週の月曜日の段階で改めて精査した目標を出し、地方公共団体の目標も出すということで考えています。実は今、まだ精査中ですが、その数字を足元で足しますと、6ギガのところ5をちょっと下回るぐらいにはなるのかなという感じになっておりまして、そのところはさらに深掘りした取組をしていかなくはないということと考えておりますので、併せて25日の会議で方針を決めたいと思っております。

そのうちのひとつといたしまして、この提言の②で言われているような独法についてもしっかり目標に入れていくということも含めて検討していきたいと思っています。独立行政法人に関しましては、今、足元でこの表にありますこういう状況になっておりまして、現状は調査をしてこういう状況ですねというのをまとめているだけなのですけれども、国に準じて取り組んでいただくということになっていきますので、しっかり目標をつくっていただけないかということで、今、最後の調整をしているというところでございます。

それから、③のところの太陽光以外のポテンシャルにつきましてですけれども、これは正直、現状は太陽光の部分しかやっておりますんで、太陽光の場合は屋根や敷地の空きスペースから簡易に推計をしてやっているわけなのですけれども、ほかの再エネの場合は事業性や周辺環境への影響といったところも考慮しなくてはいけないというところもあると思うので、簡易な調査手法を確立してやってもらうというのはなかなか今は難しいのかなと思っていますけれども、ただ、御提言をいただいておりますので、どういう形でそれができるかということを含めて、どういうところがなじむのかということを含めて考えたいと思っています。

以上でございます。

○山田参事官 ありがとうございます。

川本委員から手が挙がっています。

○川本構成員 環境省さんからの御説明、大変ありがとうございます。公共施設に対する導入の目標設定とPDCAを進めていращやるのが分かりました。

今の御説明に関して2点ほど質問がありまして、一つは、中央各省庁については積み上げで見通しをつくっていただいたのですけれども、この規模について環境省さんとしてはどういう評価なのか。一つの見方としては、国と地方の持っている公共施設の総量ということから考えると、6ギガというもののの中の位置づけとしてはちょっと少ないのではないかという考え方もあると思うのですけれども、これを引き上げていく必要があるのではないかなと思うのですけれども、その点についてどのようにお考えかということ。

もう一つは地方についてです。集計を近々にまとめられるということで御説明があったのですけれども、そういうものが出てきたときにどうやってPDCAを回していくかという具体論に入っていくかと思うのですけれども、その点について、例えば各自治体に目標量を公表してもらって、その達成状況、課題についてサイクルを回していくというところの仕組みを環境省さんのほうでつくるという形を考えておられるのかどうか。そこら辺の2点について御質問したいと思います。

○山田参事官 続けて高橋先生からコメントをいただいて、環境省からお答えをお願いします。

○高橋構成員 ありがとうございます。

私も今の川本委員と重なりますけれども、国が0.1ギガというのは、全体の目標が6ギガということを見ると極めて少ないと思っています。国有林を入れなくても国の国有財産

の面積が26万ヘクタールあるという数値もございますので、かなりもっともって深掘りできるのではないかと考えておりますので、その点の確認と、6ギガワットという目標に対して、先ほどと似ていますが、どのようにして今後加速していくのかということについて具体的にお答えいただきたいというのが一つです。

2つ目が②のところでありまして、私は今、都留文科大学というところからこの会議に参加しているのですけれども、大学というのは国立、公立等々がありまして、かなりの面積があり、特に屋根などもかなり空いております。都留文科大学の屋根もかなり空いております、大学にも言ったことはあるのですけれども、お金もないしノウハウもないしよく分からないみたいな、そんなことを言うてはいけないのかもしれないのですけれども、そのような対応でしたので、かなりしっかりとてこ入れをしてあげれば、こういう大学の設備やその他独法の設備というのは、屋根などはかなりスペースがあるのではないかと思いますので、その辺りはフォローアップ等されているということなのだと思いますけれども、どれぐらい具体的に検討されていて、あと、ここはまだ目標がまだ立っていないと理解をしておりますので、目標を今後どのように設定していくのかなどなど、もう少し具体的に今なされていること、今後の見通しを御説明いただくと幸いです。

よろしく申し上げます。

○山田参事官 環境省から申し上げます。

○環境省（吉野課長） ありがとうございます。

まず、政府部分の規模感ですけれども、ここは今、政府実行計画の閣議決定している目標としては、設置可能な建築物の50%以上に設置するという事になっておりまして、それをキロワットベースの目標に直すときに、全体の設置可能なところのポテンシャルを洗って、その半分ということで設定はしております。ですので、設置可能な建築物があるというのが前提でありまして、建物とセットな目標なものですから、そういう意味で言うと、国が持っている施設の数と自治体の持っている施設の数のロットの比率というものを私はちょっと今、把握していないのですけれども、基本的には当然のことながら自治体の持っている建築物の数のほうが多いのかなとは思っておりますので、相当程度それは多くなるのかなと思っています。ただ、それが0.1で妥当なのかということまでは正直なかな言えないところかなと思っています。

あと、地方自治体の目標を設定した後の話ですが、これは関係省庁において各施設種別の目標を設定するという事になっておりますので、基本的には関係省庁を通じて進捗管理していただくことになると思っております。その具体的なやり方なども今後、関係省庁と一緒に考えていければなと思っております。

それから、大学の関係もおっしゃるとおりだと思っております、まだここはポテンシャルがどれぐらいあるかも分かっていけませんので、今後ということなのだと思いますけれども、いずれにしてもこれは中央省庁も同じなのだと思いますけれども、予算をどうするのかみたいな話は当然議論になりますので、そのところは重点化しながらやっていくしかないと思うので

すけれども、財務省なども含めて相談しながら進めていければと思っています。

地域の関係でちょっと補足があるので、お願いします。

○環境省（木野参事官） 環境省の地域脱炭素グループの木野と申します。

地方公共団体の再エネ導入に関するPDCAですけれども、環境省で毎年、温対法に基づきまして施行状況調査を各自治体に依頼しています。その中で、今後、具体的に施設の再エネ設置量についても把握して、その状況を毎年確認しながら、PDCAのデータとして使っていくということで予定しております。

以上です。

○高橋構成員 すみません、1点だけ。今後目標を立てるとするのは具体的にいつ頃までにでしょうか。

○環境省（木野参事官） 目標につきましては、先ほど吉野から言及ありましたとおり、来週、関係省庁会議を予定していますので、そこで関係省庁と協議の上でお示ししていくことを予定しております。

○高橋構成員 地方のほうの目標もその場で出てくるということですか。

○環境省（木野参事官） その予定です。

○高橋構成員 分かりました。ありがとうございます。

○山田参事官 大林さん。

○大林構成員 簡単になのですけれども、6ギガのところを国が0.1ギガを下回るということで、大きな問題とは思いますが、達成できていない中で大変申し訳ないのですけれども、2030年6ギガということであれば、その先の目標値を野心的にどう考えられているのかということだけ1点お聞きしたいと思います。

○環境省（吉野課長） ありがとうございます。

そのところは確かに今後またさらに再エネを伸ばしていかなくてはいけないと思っています。現実、足元がこういうことなのでなかなか難しいところではあると思うのですけれども、一つは、GXの分野別投資戦略の中でもペロブスカイトの話も出ていましたが、ペロブスカイトの導入目標について公共部門では先行して検討するといったこともあります。ですので、今は屋根しか調べていませんけれども、壁面のポテンシャルなどというところも調査しながら、そういったさらに上積みというところは検討していきたいと思っています。

それから、高橋委員からもさっき公共用地みたいな話もあったのですが、ここでの公共施設は、6ギガのところはさっき申し上げた建物のところなので、それ以外のところはそれはそれで関係府省庁と連携して考えていかなくてはならないと思っています。

○山田参事官 ありがとうございます。

時間もないので、残りの(5)と(6)もまとめてお答えいただければと思います。(5)の①と③が経産省、②が環境省、(6)の①、②は警察庁ということで順に御説明いただいた後に、委員からコメントをいただいてやり取りをして、最後に大臣から締めめの発言を

いただければと思います。

それでは、まず経産省。

○経済産業省（日暮課長） 経産省です。

（５）の①、②ですが、自家消費型太陽光やFITとFIPによらない再エネ発電の導入量の把握は非常に大事だと僕らも思っております。一般送配電事業者から報告された系統接続容量を用いた推計を公表しているということ、また、24年度から省エネ法の定期報告制度により、大規模需要家ですが、再エネ自家消費量の報告を求めることとしてございます。引き続き効率的・効果的な報告方法をよくよく高めていきたいと考えてございます。

③についてですが、エネルギーミックスの実現に向けて、設置場所・設置形態ごとということで、それこそ事業用部門、公共部門や空港、民間企業による自家消費促進など、様々なエネルギーミックスの中で分野別・設置形態ごとのカテゴリーを設けてございます。それぞれについてフォローアップを進めているところでございます。

引き続き、先ほど公共部門は環境省から御説明がありましたが、関係省庁と連携しながら、エネルギーミックス全体の中でフォローアップをしっかりと進めていきたいと考えてございます。

○山田参事官 続きまして、環境省からお願いします。

○環境省（吉野課長） ②のところですがけれども、民間の自家消費型10ギガというところでございます。実態の把握というところに関しましてですがけれども、そこは資源エネルギー庁さんのほうでも一般電気事業者の定期報告の内容に逆潮流の量を追加するといったこともやっていますので、そういったところも経産省とも連携しながら、より精緻な実態把握に向けて検討していきたいと思っています。

あと、環境整備ということに関しましては、自家消費型の太陽光の導入促進に向けての予算措置というものを行っていますので、そこは引き続きやっていきたいと思っております。

取り急ぎそういったところでは、以上です。

○山田参事官 最後に（６）について、お待たせしました、警察庁からお願いします。

○警察庁（山口課長） 警察庁生活安全企画課の山口でございます。

古物営業法と金属くず営業条例についての御提言でございますが、まず古物営業法におきましては、古物とは一度使用された物品もしくは使用されない物品で使用のために取引されたもの、またはこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいうというふうに定義されております。さらに、古物とはそのまままたは幾分の手入れをしてそのもの本来の目的に使用し得るものをいうのであって、全然形を変えなければ利用できないようなくず鉄やくず製品は廃品であって古物ではないと解釈されております。

また、ここでいう幾分の手入れとは、部分的な修理または加工をいまして、そのものの本来の用途、目的に変更を加えない程度に限るとされているところでございます。したがって、切断され、本来の用途として使用できないような銅線などは廃製品でありまして、古物ではないと解釈されているところであります。

また、金属くず営業条例につきましては、令和6年3月現在において全国16道府県で制定されているものと承知しております。金属くず営業条例の制定につきましては、地域の実情に応じて地方公共団体において検討される必要があると考えておりますので、当該条例を作成するように働きかけを行うことについては慎重な検討が必要と考えているところです。

なお、警察庁におきましては、昨年来、都道府県警察に対して犯罪発生状況の分析と事業者等に対する防犯情報の提供、防犯カメラや警報センサー等の防犯機器の普及促進、事業者の防犯対策に関する助言・指導、また、金属くず営業者等に対する買取り時の本人確認や不正品を疑う場合の警察への申告についての働きかけ等の対策を指示しているところでもあります。

また、関係省庁や太陽光発電事業者団体を交えて効果的な防犯対策について協議・検討会を行っております。都道府県警察においては、事業者に対し被害の発生状況や防犯対策等に関する情報提供を行っているところでもあります。金属等被害に関する窃盗事件についてはその取締りを強化するとともに、関係省庁や事業者団体と連携した犯罪抑止対策を推進していきたいと考えております。

以上です。

○山田参事官 (5) (6) に関してコメントはありますか。委員からでも増川さんからでも。

高橋先生、お願いします。

○高橋構成員 ありがとうございます。

環境省さんの②のところ、自家消費型の太陽光発電の導入量10ギガワットの達成というのは、現状はどう把握されているのでしょうか。現状どれぐらい達成がされていて、今後10ギガワットに対してどのようにアプローチできるのか、できないのか、加速しないといけないのか。その現状の把握について御説明いただければと思います。

○環境省(吉野課長) 現状といたしましては、今日委員が御提出されている参考資料集の4ページにもありましたが、これはエネ庁さんのほうで出されているデータですけれども、この0.5というところが、今分かっているデータとしてはこれしかないのかなと認識をしています。ですので、それをさらにどのような形で精緻にしていくのかというところの把握の仕方はエネ庁さんと考えていくというところでもあります。

全然進捗ははかばかしくないのかなというところでもありますので、そこはどうしたらいいのかということなのですが、なかなかそこを補助金だけで全部賄うということも難しいと思いますし、我々としても手引の作成など、いろいろなことをやっていますけれども、そういった制度的なところをどこまでできるのかとか、いろいろな政策手段も考えなくてはならないなと思っています。

○高橋構成員 ありがとうございます。

先ほどのエネ庁さんの自家消費型PPAの話とも重なりますが、これは新しい案件ですの

で非常に難しいと思いますけれども、やはり統計がないとなかなか効果的な政策も打てませんので、正確な数字の把握ということについては改めてよろしくお願ひいたします。

以上です。

○山田参事官 川本さんから手が挙がっています。

○川本構成員 警察庁さんの説明に対して質問がありまして、非常に最近、この盗難の事例はよく聞かれるわけなのですけれども、実際に盗まれたものが、ここでの問題意識のように流通経路に入ってきているとか、その後どうなっているのかとか、実態については今、警察ではどのように把握されているのでしょうか。

○警察庁（山口課長） 御質問ありがとうございます。

現時点におきましては、様々な捜査等において解明される部分は限られておりまして、盗まれた金属がどのような形で処分されているのかということについて正確な情報は持ち合わせていないところでございます。

引き続き、そうした実態解明にも当たってまいりたいと考えております。

以上です。

○川本構成員 ぜひよろしくお願ひします。

○山田参事官 よろしいですか。

大林さんから手が挙がっています。どうぞ。

○大林構成員 申し訳ございません。個別の議題ということでは一っと多岐にわたる話をしてきたので、なかなかフォローアップが難しいところがあったのですけれども、一つは国交省さんの太陽光6割というのをどう達成していくのか、まさに明確な時間軸を伴った政策を提言していただきたいなと思いましたが、経産省さんの設置水準がもたらしている混乱についてはなかなか具体的なお話をいただけないように思いました。

金融庁さんには、大変前向きなコメントをありがとうございました。

また、私から見たときに、再生可能エネルギーが平等でない状況で抑制されているという現状は変わらないと思いましたが、全電源を見渡したときの調整の在り方というのを再度考えていただきたいと思ひます。2030年の目標を達成するのはもちろんなのですけれども、それから先を考えると、今は世界中が太陽光発電をがんがん入れている中で、日本は果たしてこの状況でいいのかどうか。本来は2年前のウクライナ侵攻のときに見直すべきだったと思ひますけれども、日本はエネルギーセキュリティとレジリエンスの観点から再生可能エネルギーをきっちり入れていく、その基礎を担うのは太陽光発電であるということを見直して、政策の転換というのを行うべきだと私自身は考へます。

今日は今までの政策に沿っての御回答しかいただけないように思ひますので、ペロブスカイト頼みも非常に重要なのですけれども、一方で今の足元での拡大というのをやっていくべきだと思ひています。

○山田参事官 ありがとうございます。

それでは、司会の不手際で十分議論できなかったかもしれませんが、こちらで本

日の議論は終わらせていただきたいと思います。

最後に、河野大臣から御発言をいただきます。

○河野大臣 今日長時間御議論をいただきましてありがとうございました。

2050年に我が国がカーボンニュートラルを実現するためには、2030年の目標を達成するというのが大事なのだと思います。ウクライナの関係でエネルギーセキュリティをどうするのだという議論があるのだらうと思いますが、まずは2050年のカーボンニュートラルを実現するためには、2030年の目標をしっかりとクリアするというのが大事だと思いますが、今日の最初の説明にもあったように、その中で再エネ36～38%、その中の大きな部分を占める太陽光が14～16%なのだけでも、このペースで行くとその達成は非常に困難と見込まれていて、さあどうするという中での議論にしては非常にふわふわした議論だったなと思います。期待をします、フォローアップします、それは分かるのですが、2030年はもう目と鼻の先まで来ていますので、再エネタスクのほうで各省の様々な事業についていつ、何を達成するのかという達成曲線をまとめていただきたいと思います。例えば屋根置き太陽光を新築で6割だったら、いつ何%になって、どこで60%が達成できるのかといった一つ一つの施策が2030年に向けていつ何を達成するというのをきちんと明確にでもらって、その軌道に乗っているのか、それを上回っているのか、下回っているのか、計画を立てた曲線に対して現実が上なのか下なのかというレビューができないと意味がないと思いますので、今日、いろいろな御発言がありましたが、ただ単に期待したりフォローアップするのではなくて、何をやらいつこういう数字になって、そのデータをどう詰めるのか。それが引いた曲線の上なのか下なのか、きちんとレビューしてかないといけませんので、まず再エネタスクのほうで各省庁を回ってもらって、一つ一つの事業をいつ、どうするのという線をちゃんと引けるようにしていただきたいと思います。

警察庁もケーブルの盗難の件で助言・指導しますと言ってくれていますけれども、助言・指導するとどうなるのというところの目標がないとレビューができないのだと思いますので、しっかりいつまでに何を達成するのだというものがゴールに向けてきちんと道筋を引けるようにしていただきたいと思います。

それで、再エネタスクで取りまとめたもらったものが2030年に太陽光14～16%に行っていなければ、もう少し事業をやる、あるいはその事業のやり方を見直さないといかんと思いますので、1月程度で再エネタスクのほうでゴールに向けてそれぞれの事業で何が達成できるのかというものを見ていただいて、果たしてそれで太陽光発電が14～16%に行っているのかどうか、行っていなければもう一度お集まりいただいて、その隙間をどうやって埋めるのかという議論をしないとイケないのだと思います。

やはりEBPMでしっかりデータを取りながら、PDCAサイクルを回して政策の目標を実現するというのがこれから大事になってまいりますし、だからこそ岸田総理肝煎りでデジタル行財政改革というのが行われているわけですので、隙間があるのか、あるいはこのままの曲線で目標を達成できるのか、まずそれを見極めて、隙間があるならその隙間をどう埋め

るかという議論を次にしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

今日はありがとうございました。

○山田参事官 ありがとうございました。

本日の議題は以上といたします。

次回のタスクフォースの日程につきましては、ユーチューブの動画概要欄に記載している規制改革推進室の公式ツイッターにおいて今後の日程を随時告知いたします。

それでは、本日のタスクフォースを終了いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。